

島本町教育委員会 会議録（平成30年第1回 定例会）

日 時	平成30年1月10日（水） 午前9時30分～午前9時50分
場 所	島本町役場 委員会室
出 席 者	岡本教育長、中川委員、高岡委員、藤田委員、西山委員 北河部長、川畑次長 （教育総務課）三浦課長、森山主査、奥田主査 （教育推進課）川口課長 （子育て支援課）齊藤課長 （生涯学習課）南田課長、大柴主幹
委 員 及 び 事 務 局 職 員	
欠 席 者	
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第 1 号議案 島本町保育の実施に関する規則の一部改正について 第 2 号議案 島本町保育の必要性の認定に関する規則の一部改正について 第 3 号議案 島本町奨学生選定委員会委員の委嘱について
議 決 事 項	第1号議案、第2号議案、第3号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者0名

教育長

ただいまの出席者は5名で、全員出席であります。

よって平成30年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りします。会議録署名委員は島本町教育委員会会議規則第17条の規定により、高岡委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、会議録署名委員は高岡委員に決定いたしました。

よろしく願いいたします。

それでは、第1号議案「島本町保育の実施に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第1号議案「島本町保育の実施に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

始めに、改正理由といたしましては、待機証明書の発行手続に要する保護者等の負担を解消するため、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容といたしましては、様式第2の2号「保育の利用調整結果通知書(利用不可)」について、待機証明書としての要件を具備するよう必要な記載項目を加えるほか、記載内容を一部改めるものでございます。

続いて、改正の要因につきましてご説明いたします。

本様式は、定員超過等の理由により、希望する保育所等に入所することができない旨、すなわち待機となる旨を保護者に通知する際に使用するものであります。

育児休業明けからの入所を希望する児童が待機となった場合、その保護者は、育児休業を延長するため、勤務先に対し、待機を証明する書類として自治体からの待機通知書を提出する必要性が生じます。

しかしながら、本町の現行様式には入所申込日や入所希望日の記載がないために、勤務先において待機証明書として扱われないことから、別途、証明書の発行を申請していただいた上で証明書を発行する事務を行っており、保護者及び担当課双方に負担が生じている状況にございます。

資料7ページの新旧対照表をご覧ください。

以上の事を踏まえまして、改正案にありますとおり、利用不可の通知書のみで待機証明書としての要件を具備するよう、現行の様式に入所申込日及び入所希望日を記載できるよう改正いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

(質疑なし)

教育長

何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

委員

どういった負担があるのか説明していただき、ありがとうございます。
した。

こういった負担軽減の手續については、賛成させていただきたいと思えます。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

続きまして、第2号議案「島本町保育の必要性の認定に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

子育て支援課長

それでは、第2号議案「島本町保育の必要性の認定に関する規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

始めに、改正理由といたしましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容といたしましては、育児休業法の改正により、育児

休業に係る子が1歳6か月になった時点でなお保育所が待機であるときは、更に、その子が2歳になる日まで育児休業を延長できるようになったことから、法の改正内容に合わせて、やむを得ない事由により保護者が育児休業を延長した場合において、上の子が引き続き育児休業の要件で保育所を利用できる期間の最長を、現在、当該育児休業に係る子が1歳6か月に達する日の属する月の末日までとしているところ、これを2歳に達する日の属する月の末日までに延長するものでございます。

資料5ページの新旧対照表をご覧ください。

以上の事を踏まえまして、第4条第4項を2歳に達する日の属する月の末日まで延長できるよう改正いたしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員

現行では「町長が定める期間」という記載がないのですが、このことの説明をお願いします。

子育て支援課長

現行と改正案では記載内容は変わりませんが、読みにくいという点があったので、そういう記載となっております。

教育長

一旦休憩として、改正理由や内容を確認してもらえますか。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩)

教育長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

子育て支援課長

現在の規定では、1歳6か月で期間を固定するような書き方でしたが、「町長が定める期間」と入れることにより、育休の延長期間に柔軟に対応できるようにいたしました。

教育長

今の説明でご理解いただけましたか。

委員

一人ずつに柔軟に対応するためということですね。

はい、わかりました。

教育長

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議
ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

続きまして、第3号議案「島本町奨学生選定委員会委員の委嘱につ
いて」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長 それでは、第3号議案「島本町奨学生選定委員会委員の委嘱につ
いて」ご説明申し上げます。

島本町奨学生選定委員会につきましては、教育委員会に奨学金の貸
付を受けようとする者から申請があった際に、教育委員会からの諮問
に応じて奨学生を選定し、答申する機関です。

この委員会の委員の構成につきましては、島本町奨学資金条例施行
規則第11条に規定しており、平成29年2月1日から2年間の任期
で委嘱していますが、各中学校3年担当教諭代表につきまして異動が
ございましたので、改めて委嘱するものでございます。

議案書を1枚おめくりいただきまして、第3号議案資料の「島本町
奨学生選定委員会委員名簿」をご覧ください。

今回、委嘱をお願いいたします方は、4番 第一中学校の久保田靖
久教諭と、5番 第二中学校の石橋孝之教諭でございます。

任期につきましては、他の委員と同一となる平成31年1月31日
までとしております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

教育長 これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

委員 このメンバーで審議されるのは、今の中学校3年生だと思うのです
が、今の高校1年生の時の状況はどうでしたか。

また、現在の滞納状況はどうですか。

教育総務課長 まず、1点目のご質問ですが、おっしゃるようにこの春に中学校を

卒業される方を対象に審議をしております。

昨年度は1件のお申し込みがありましたが、その方が公立高校に合格及び進学されたことにより辞退があったため、受給者はありませんでした。

2点目の滞納状況ですが、償還期間10年を超えているのは9名いましたが、年度当初に完済された方が1名いましたので、10年越えの滞納者は全体で8名で、未納額は122万9千円となっております。

また、現年度の滞納者は5名で、未納額は102万8千8百円となっております。

委員 中学校3年生の担任は複数いると思うのですが、この方々を選ばれた理由を教えてください。

教育総務課長 今回選ばれた方は、学校長から推薦を受けた形となっております。兩名とも3年生の学年を担当されていますが、クラス担任まではされていません。

教育長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(討論なし)

教育長 何かございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようでございますので、可決することに決しました。

以上をもちまして、本日の議事は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成30年第1回教育委員会定例会を閉会いたします。